

令和2年8月25日改定（弓道場利用人数拡大）
令和2年8月27日改定（利用者の感染が判明した場合の一部修正）
令和2年9月23日改定（市体利用時間、柔剣道場、青体利用人数拡大）
令和2年9月24日改定（小出義雄記念陸上競技場利用制限解除）
令和2年10月7日改定（市体更衣室、観客席利用制限一部解除）
令和2年10月13日改定（3階ランニングコースの利用制限解除）
令和2年10月26日改定（青少年体育館窓の開放方法について変更）
令和3年1月8日改定（岩名施設、市体の利用時間を短縮）
令和3年3月19日改定（岩名施設、市体の利用時間短縮を解除）
（青少年センター、資料館の利用を制限）
令和3年7月1日改定（市体1階施設を利用制限して再開）
令和3年8月25日改定（緊急事態宣言中における市内感染者増大を踏まえた感染対策強化）
令和3年10月1日改定（緊急事態宣言解除に伴う感染症対策緩和）
令和4年1月21日改定（まん延防止等重点措置の適用に伴う感染対策強化）
令和4年4月1日改定（市体・青体更衣室、シャワー室の利用制限緩和、市体・青体の利用人数拡大）
令和4年4月25日改定（岩名更衣室、シャワー室の利用制限緩和）
令和4年7月15日改定（岩名、上座プール開放等）

『佐倉市スポーツ施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』

1 はじめに

本ガイドラインは、利用者が安全に施設を利用するために、新型コロナウイルス感染症予防対策として、実施すべき基本的事項を整理したものです。

なお、各種スポーツイベントの開催にあたりましては、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に従いスポーツイベントを行っていただきますようお願いいたします。

※本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の市内における発生状況や、国及び千葉県の動向によって改訂する場合がありますのでご注意ください。

2 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は施設職員及び施設利用者への新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じるものとする。

3 スポーツ施設の具体的な感染予防策

【共通事項】

□利用に係る一般的な留意事項

(1) 下記の事項に該当する場合は利用を制限する。

①利用 2 週間前から利用当日まで体調の良くない場合

(発熱 37.5℃以上、咳、咽頭痛、だるさ、味覚・嗅覚の異常等)

②同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

③過去 1 4 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航
または当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 利用責任者は利用者情報を把握しておくこと。

①氏名、連絡先（電話番号）、当時の体温

※個人情報の取り扱いには十分注意すること。

※情報は 1 か月を目安に保存をすること。

※施設管理者は感染者が発生した場合の情報として、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを周知すること。

(3) 手洗いまたは手指のアルコール消毒等を徹底する。

(4) マスクの持参

(5) **感染リスクが高い状況でのマスクの着用（別表 5）**

(6) 大きな声での会話や応援、近距離での指導、会話をしないこと。

(7) 飲料等の容器の共有や素手での握手・ハイタッチ等を行わないこと。

(8) 利用時間を遵守し、利用後は速やかに帰宅すること。

【施設に関する留意事項】

□共通事項

施設利用時には「3つの密」を回避すること。

(1) 密集

①利用者数の制限を設ける。

②利用時間後は速やかに帰宅するように促す。

(2) 密閉

①市民体育館、青少年体育館などの屋内施設は館内の窓を適宜開放する。

②窓の開放は 2 方向以上とする。

③エントランス、ロビーでの通気を確保する。

(3) 密接

①人との間隔は **(できるだけ 2 m を目安に (最低 1 m))** を確保する。

②受付窓口へのアクリル板、透明ビニールカバーの設置

③近距離での会話や発声を控える。

(4) 屋内共用スペース

- ①適宜換気する。
- ②利用者同士の間隔に配慮する等、密になることを避ける。
- ③長時間の利用は避ける。
- ④食事をする際は、距離を取り、黙食を行うこと。
- ⑤各施設ロビー等に設置しているテーブル、椅子等の使用禁止。

(5) トイレ・洗面所

- ①便器内は通常の清掃とする。
- ②不特定多数が接触する場所は定期的に消毒を行う。

(6) 更衣室

- ①利用人数、禁止事項（会話の制限）等の制限を設け、使用可能とする。

施設ごとの利用人数の制限は下記の通り

陸上競技場：12人（推奨） 球技場：5人（推奨） 直弥公園：2人（推奨）

市民体育館1階：10人（推奨） 市民体育館2階：15人（推奨）

(7) 競技用備品（器具）について

- ①利用責任者は使用した競技用備品（器具）を把握すること。
- ②施設管理者は利用者に対し、使用した競技用備品（器具）の消毒について協力をお願いすること。

□佐倉市民体育館

(1) アリーナ

- ①常時窓を開放する。（東側、西側排煙窓）
- ②利用者数の制限を設ける。（観客席含め450名程度）

(2) 柔剣道場

- ①常時窓を開放する。
- ②利用者数の制限を設ける。（40名程度）

(3) 卓球室

- ①常時窓を開放する。
- ②利用者数の制限を設ける。（15名程度）
- ③利用を予約制とする。（当日8時30分から電話にて受付）

(4) トレーニング室

- ①常時窓を開放する。
- ②利用者数の制限を設ける。（15名）

(5) 弓道場

- ①入口ドアの常時開放及び室内換気扇は常時稼働させる。
- ②利用者数の制限を設ける。（15名）

(6) 会議室

- ①利用時は 30 分間に 1 回以上、数分間程度、窓を開放する。
- ②利用者数の制限を設ける。(20名程度)
- ③利用目的の制限を設ける。(運動利用の禁止)

□青少年体育館

- ①利用時は 30 分間に 1 回以上、数分間程度、窓を開放する。
- ②利用者数の制限を設ける。(40名程度)
- ③利用時間を細分化する。

□岩名運動公園

(1) 小出義雄記念陸上競技場

- ①会議室は利用者数の制限を設ける。(17名)
- ②会議室利用時は 30 分間に 1 回以上、数分間程度、窓を開放する。

(2) 長嶋茂雄記念岩名球場

- ①本部室利用時は 30 分間に 1 回以上、数分間程度、窓を開放する。
- ②付帯施設は利用者数の制限を設ける。(放送室、操作室各 1 名、会議室 7 名、展示室 7 名)

(3) スポーツ資料館

- ①利用時は 30 分間に 1 回以上、数分間程度、窓を開放する。
- ②2階会議室は利用方法及び人数の制限を設ける。(24名)

(4) 青少年センター

- ①利用時は 30 分間に 1 回以上、数分間程度、窓を開放する。
- ②利用は 1 団体とし、利用方法の制限を設ける。
- ③各部屋は利用者数の制限を設ける。

(実習室 30 名、談話室 30 名、研修室 (1) (2) 13 名)

※風呂場では密にならないよう配慮をして使用すること。

(5) 園路、クロスカントリーロード、広場

- ①密集・密接にならないようにする。
- ②広場やベンチでの休憩は十分な間隔(2m)を確保する。
- ③ジョギングは少人数で実施し、十分な間隔(10m)を確保する。

(6) 岩名運動公園プール

- ①密集・密接にならないようにする。
- ②利用者数の制限を設ける。(1,300名)

□上座総合公園プール

- ①密集・密接にならないようにする。
- ②利用者数の制限を設ける。(850名)

□職員の健康管理について

(1) 体調管理

- ①出勤時に検温、体調確認を行う。

(2) 感染予防策

- ①咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底
- ②受付窓口の消毒実施

(3) 勤務体制

- ①勤務体制は可能な限り施設の運営・管理に必要な最低限の人数とするなど、勤務ローテーションを調整する。

4 利用者の感染が判明した場合

- 生涯スポーツ課に連絡する。(青少年センターについてはこども政策課に連絡)
- 保健所からの指示があった場合、感染者が利用していた日の他の利用者情報を収集し提供すること。
- 使用部分等の消毒を行う(必要に応じて利用を中止する)
- 消毒に使用する物品は消毒薬剤、サージカルマスク、手袋等とし、不足する場合は新型コロナウイルス対策本部と調整する。
- 消毒はサージカルマスク、手袋を装着し、消毒液にて拭き取る方法とする。

5 その他留意事項

- 大会、競技会等のイベントを開催する場合は「佐倉市スポーツイベントの再開に向けたガイドライン」に留意し、感染拡大防止のため必要な取り組みを主催者と協力して行うこと。
- 施設利用時に利用者が遵守すべき事項は事前に周知及び提示すること。また、接触確認アプリのインストールについても併せて周知すること。
- 各競技の中央競技団体が示す競技種目別のガイドラインを参考に感染予防対策を行うこと。

別表1【市民体育館施設における利用人数（上限）】

佐倉市民体育館	上限人数	備 考
アリーナ（観客席含む）	450人	
柔剣道場	40人	
卓球室	12人	待機者を含める
トレーニング室	15人	時間制限あり
弓道場	15人	予約制、弓道連盟運営
ランニングコース	—	
会議室	20人	運動利用禁止
更衣室・シャワー室	5人	人数、時間、禁止事項の制限あり

※上限人数に満たない場合も、中央競技団体の定めるガイドラインを遵守し慎重な対応を検討すること。

※全国的又は広域的な人の移動が生じる場合、参加者数の把握が困難な場合、または、リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期、無観客も含め、慎重な検討及び対応をすること。

別表2【青少年体育館における利用人数（上限）】

青少年体育館	上限人数	備 考
体育室	40人	

別表3【岩名運動公園施設における利用人数（上限）】

岩名運動公園	上限人数	備 考
小出義雄記念陸上競技場	—	
小出義雄記念陸上競技場会議室	17人	
長嶋茂雄記念岩名球場放送室	1人	
長嶋茂雄記念岩名球場操作室	1人	
長嶋茂雄記念岩名球場会議室	7人	
長嶋茂雄記念岩名球場展示室	7人	
スポーツ資料館2階会議室	24人	
青少年センター実習室、談話室	30人	
青少年センター研修室（1）（2）	13人	
岩名運動公園プール	1300人	
上座総合公園プール	850人	

別表4【市民体育館卓球室における利用区分】

利用区分①	9:00～10:45
利用区分②	11:00～12:45
利用区分③	13:00～14:45
利用区分④	15:00～16:45
利用区分⑤	17:00～18:45
利用区分⑥	19:00～20:45

別表5【マスクの着用】

【屋外】	距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	マスク必要なし	マスク着用推奨※
会話をほとんど行わない	マスク必要なし	マスク必要なし

【屋内】	距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	マスク着用推奨※	マスク着用推奨※
会話をほとんど行わない	マスク必要なし	マスク着用推奨※

※ 2歳以上の就学前の子どもについては、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めていません。保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。

※ 2歳未満の子どもについてはマスクの着用は推奨しません。